

利子補給制度実施中！！ 小規模事業者の資金調達を応援します。

相模原商工会議所

マルケイ融資の金利50%以内が補給されます。！！

★実質金利0.58%（実行後36回）★

平成28年10月19日現在

マルケイ融資の金利50%以内（実行後36回）が利子補給されます。

小規模事業者経営改善資金（マルケイ融資）の実行後36回分の貸付金利50%以内を、相模原市が利子補給します。

マルケイ融資は相模原商工会議所の推薦により、無担保・無保証人で融資が受けられる小規模事業者向け公的融資制度です。

※利子補給については、市内で1年以上継続して同一事業を営んでいること、且つ個人にあっては、1年以上市内に在住の方が対象となります。

ご利用には一定の条件がございますので詳しくは下記までお問い合わせください。

利率

1.16%

（平成28年10月19日現在）  
利率は融資決定時利率となります

融資額

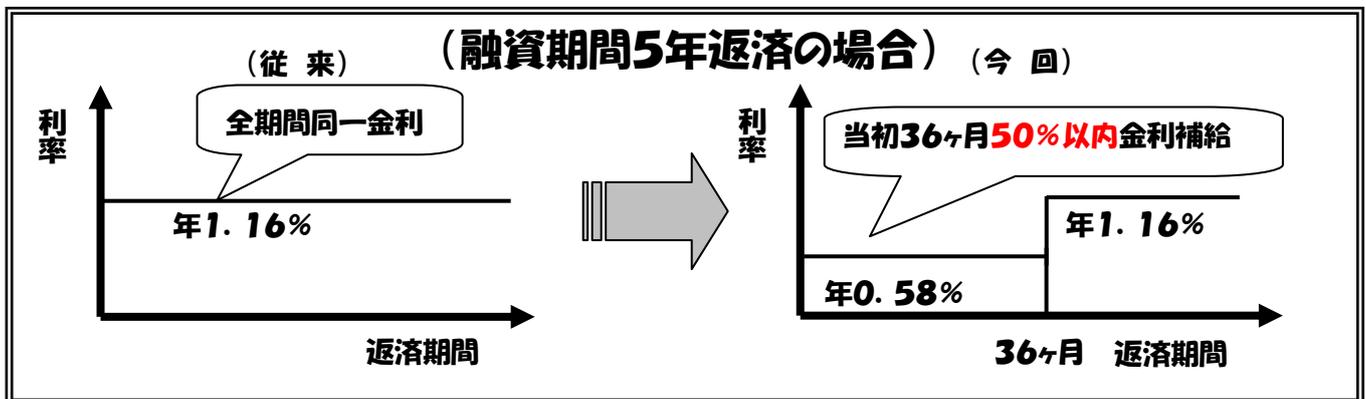
2,000万円以内

融資期間

■運転資金・・・7年以内（据置1年以内）

■設備資金・・・10年以内（据置2年以内）

※1,500万を超える推薦には、別途所定の様式による事業計画書の提出等、要件があります。



#### 小規模事業者経営発達支援資金について

当所から事業計画の策定・実施の支援を受け持続的発展に取り組む、小規模事業者の皆様が、ご利用いただける制度です。詳細はご相談ください！ ※上記利子補給制度の対象外です。

#### <制度概要>

対象者	商工会議所から事業計画の策定・実施の支援を受け持続的発展に取り組む小規模事業者
資金使途	上記事業計画の実施の為に必要とする設備資金と運転資金
融資限度	7,200万円（運転資金4,800万円） 返済期間 設備20年 運転8年（据置条件あり）
金利	公庫の基準金利からマイナス0.4%（別途条件により引き下げあり）
保証人・担保	ご希望を伺いながらご相談させていただきます。

詳しくは・・・

相模原商工会議所・経営支援課042-753-8135  
南支所042-746-3619までご相談下さい。

# 日本政策金融公庫の公的融資制度

## マルケイ融資のご案内

### ★無担保・無保証人★

マルケイ融資(小規模事業者経営改善資金)とは、..

当商工会議所において、経営指導を原則6ヶ月以上受けている小規模事業者の方で、相模原商工会議所の推薦により、無担保・無保証人で融資が受けられる公的融資制度です。

利率

**1.16%**

(平成28年10月19日現在)  
利率は融資決定時利率となります

融資額

**2,000万円以内**

融資期間

■運転資金・・・7年以内(据置1年以内)

■設備資金・・・10年以内(据置2年以内)

※1,500万を超える推薦には、別途所定の様式による事業計画書の提出等、要件があります。

#### 申し込み要件

##### ①規模要件(従業員数)

- 製造業、サービス業(のうち娯楽・宿泊業)、その他業種...20人以下
- 商業、サービス業(娯楽・宿泊業以外)...5人以下

法人企業の役員、個人事業者の家族従業員、パート・アルバイトは除きます。

##### ②指導要件

相模原商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けていること。

##### ③営業年数・地域要件

最近1年以上、相模原市内(旧相模原市域)で事業を行っていること。

##### ④業種要件

日本政策金融公庫の融資対象業種であること。

##### ⑤納税要件

所得税・法人税・事業税・市県民税等、納期の到来している税金を完納していること。

##### ⑥許認可要件

許認可を必要とする業種はその許認可を受けていること。

★お申込の内容により、ご融資出来ない場合があります。

マルケイ融資は、こんなときにお役立っていただけます。

#### 運転資金として

- 現金仕入により利益率を高めたい
- 買掛金、支払手形の決済資金としたい
- 受取手形のサイトが延びて繋ぎ資金としたい
- 賞与などの一時的な支払資金としたい
- 季節資金として利用したい

※借入金返済のためには利用できません。

#### 設備資金として

- 工場、店舗の建築や増改築をしたい
- 車両、機械などが古くなったので買い替えたい
- 店舗の保証金として利用したい
- 高性能の機械や事務機器を導入したい

詳しくは..

相模原商工会議所・経営支援課 042-753-8135  
南支所 042-746-3619までご相談下さい。